

商店街団体等が行うイベントの開催を中心市街地に集積するとともに、開催費用の補助率や上限を見直し、効果的に補助している取組
(大分県大分市)

【支援措置】
 中心市街地活性化ソフト事業 総務省 [事業経費の1/2を特別交付税により措置]

【事業費】
 17,294千円(平成30年度事業費)
 (支援措置対象経費:17,294千円)

市内外の商店街団体、事業者が中心市街地で行うイベント開催に対して経費の一部を市が補助し、中心市街地の活性化を図る事業である。中心市街地へイベントの開催を集積させることにより、中心市街地活性化基本計画の目標である「魅力的な都市空間の創出による回遊性の向上」や「多様な都市ストックを活かした交流機会の拡大」を図ることを目的に事業を開始した。

補助金を交付する対象は、中心市街地に位置する公共の場所で開催し、不特定多数の人が参加できる集客力のあるイベントを行うものとする。事業開始後数年経過し、より多くの方に補助金を活用してもらうため、平成30年度に補助率や補助金の上限額の見直しを行った。補助対象経費はイベントの開催に係る費用とし、現在の補助率は2/3、上限額は1イベントにつき80万円、1団体につき年間240万円としている。

イベント開催に係る経費に対する補助の活用実績を見ると、平成30年度は26件であり、年間を通じて中心市街地の賑わい創出のための多様なイベントが開催され、来街者や滞在時間の増加に寄与していると考えられる。

補助金を活用して中心市街地でイベントを開催することをきっかけにして、商業者のみでなく、より多くのプレイヤーがイベントを開催する機運醸成につながり、中心市街地全体で行う年間を通じた音楽・ダンス・雑貨市等のイベントプロジェクトやバーゲン、イルミネーション等が実施され、多くの賑わい創出や活性化が図られている。

【計画書の事業名】 イベント開催事業

